

公共施設評価シート

施設名称	火葬場
------	-----

1 評価項目及び評価結果

【定量評価】

(1) 建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

評価項目	評価	点数	評価基準
耐震性	1	-2	耐震診断未実施(1981年以前に建設された施設で、耐震診断未実施)
老朽化(外構)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
老朽化(外壁)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
老朽化(屋上)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
老朽化(ベランダ)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
老朽化(内部)	2	-1	点検結果 経過観察(70点以上 80点未満)
残存耐用年数	1	-2	残存耐用年数 5年未満
	合計	3	

【定性評価】

(2) 施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

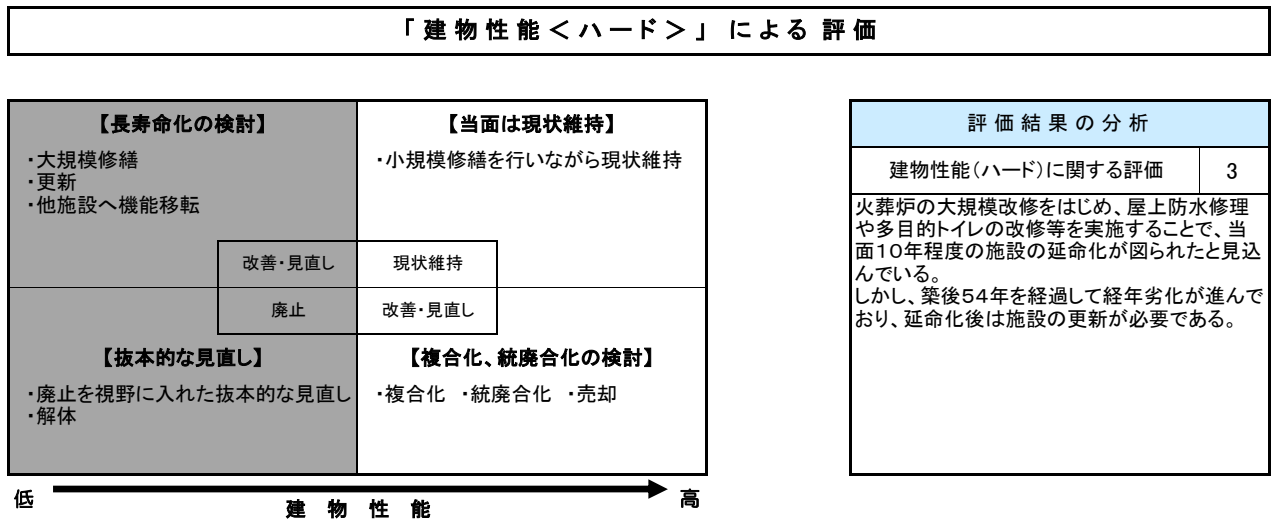
評価項目	評価	評価基準
設置目的の有効性	高	施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設
法の設置義務	低	設置が法律により義務付けられていない施設
行政関与の必要性	高	行政関与の必要性が高い施設
施策上の必要性	高	施策の目的を達成するための必要性が高い施設

(3) 代替可能性に関する評価

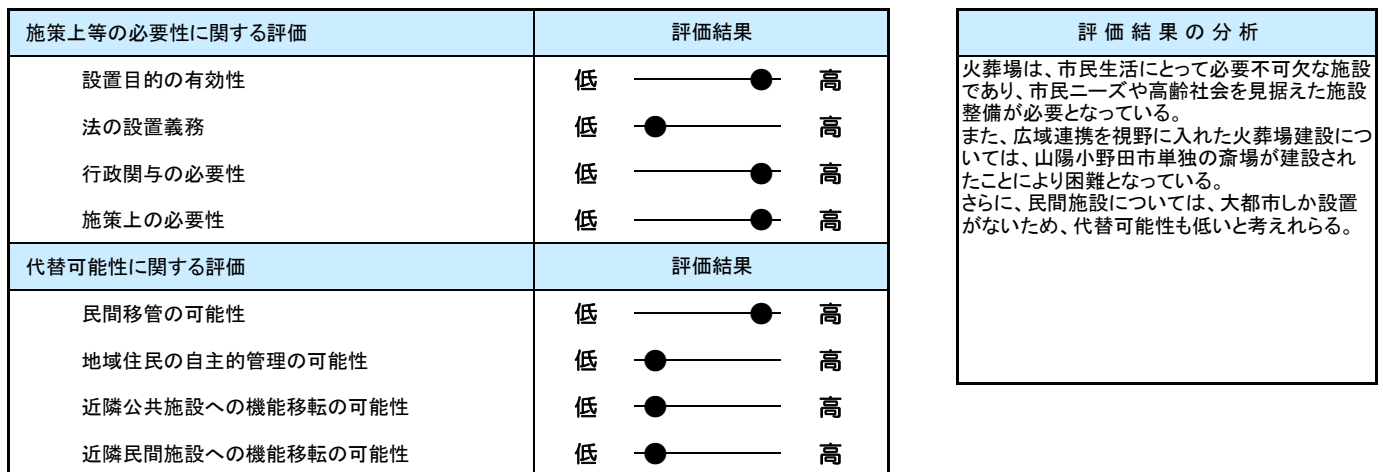
※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

評価項目	評価	評価基準
民間移管の可能性	高	当該施設を民間事業者に移管することができない
地域住民の自主的管理の可能性	低	地域住民による当該施設の自主的な管理ができない
近隣公共施設への機能移転の可能性	低	近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない
近隣民間施設への機能移転の可能性	低	近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができない

2 定量評価による分析



3 定性評価による分析



公共施設評価シート

施設名称	環境保全センター(車輛整備工場)
------	------------------

1 評価項目及び評価結果

【定量評価】

(1) 建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

評価項目	評価	点数	評価基準
耐震性	1	-2	耐震診断未実施(1981年以前に建設された施設で、耐震診断未実施)
老朽化(外構)	-	-	評価対象外
老朽化(外壁)	1	-2	点検結果 修繕の必要性あり(80点以上)
老朽化(屋上)	-	-	評価対象外
老朽化(ベランダ)	-	-	評価対象外
老朽化(内部)	3	1	点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)
残存耐用年数	1	-2	残存耐用年数 5年未満
	合計	-5	

【定性評価】

(2) 施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

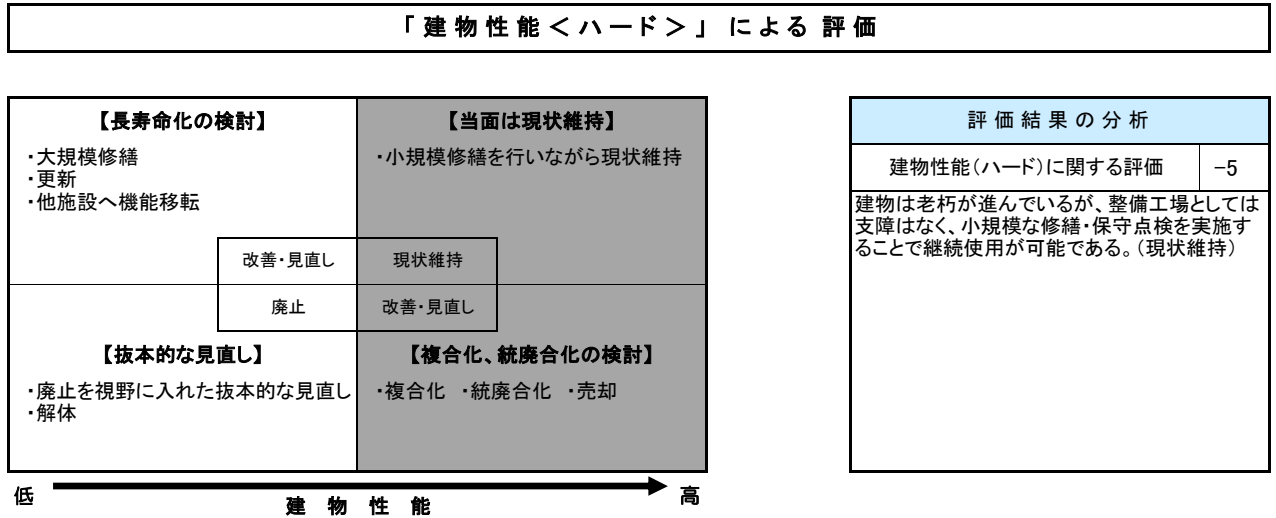
評価項目	評価	評価基準
設置目的の有効性	高	施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設
法の設置義務	低	設置が法律により義務付けられていない施設
行政関与の必要性	高	行政関与の必要性が高い施設
施策上の必要性	高	施策の目的を達成するための必要性が高い施設

(3) 代替可能性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

評価項目	評価	評価基準
民間移管の可能性	高	当該施設を民間事業者に移管することができる
地域住民の自主的管理の可能性	低	地域住民による当該施設の自主的な管理ができない
近隣公共施設への機能移転の可能性	低	近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない
近隣民間施設への機能移転の可能性	高	近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができる

2 定量評価による分析



3 定性評価による分析

施策上等の必要性に関する評価	評価結果
設置目的の有効性	低 高
法の設置義務	低 高
行政関与の必要性	低 高
施策上の必要性	低 高
代替可能性に関する評価	評価結果
民間移管の可能性	低 高
地域住民の自主的管理の可能性	低 高
近隣公共施設への機能移転の可能性	低 高
近隣民間施設への機能移転の可能性	低 高

評価結果の分析	
市直営のごみ収集車を多数所有しており、整備工場での、毎日の点検整備は必須で、また、故障の際の応急処置や小さな修理は民間への修理依頼では時間及びコストの面から不利であるため現状維持が妥当である。今後、直営のごみ収集の民間委託が進めば、民間移管を考える必要がある。	

公共施設評価シート

施設名称	環境保全センター(ストックヤード)
------	-------------------

1 評価項目及び評価結果

【定量評価】

(1) 建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

評価項目	評価	点数	評価基準
耐震性	4	2	耐震改修不要(1981年以前に建設された施設で、耐震診断の結果耐震改修不要)
老朽化(外構)	-	-	評価対象外
老朽化(外壁)	3	1	点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)
老朽化(屋上)	-	-	評価対象外
老朽化(ベランダ)	-	-	評価対象外
老朽化(内部)	3	1	点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)
残存耐用年数	1	-2	残存耐用年数 5年未満
	合計	2	

【定性評価】

(2) 政策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

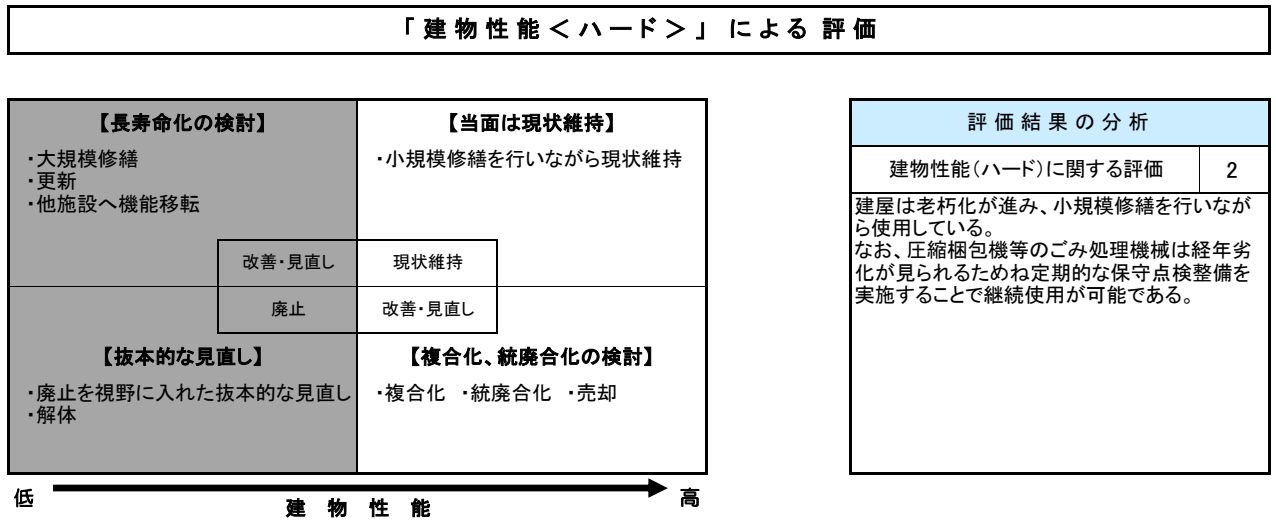
評価項目	評価	評価基準
設置目的の有効性	高	施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設
法の設置義務	低	設置が法律により義務付けられていない施設
行政関与の必要性	高	行政関与の必要性が高い施設
施策上の必要性	高	施策の目的を達成するための必要性が高い施設

(3) 代替可能性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

評価項目	評価	評価基準
民間移管の可能性	高	当該施設を民間事業者に移管することができる
地域住民の自主的管理の可能性	低	地域住民による当該施設の自主的な管理ができない
近隣公共施設への機能移転の可能性	低	近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない
近隣民間施設への機能移転の可能性	高	近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができる

2 定量評価による分析



3 定性評価による分析

施策上等の必要性に関する評価	評価結果
設置目的の有効性	低 ● ● 高
法の設置義務	低 ● ● 高
行政関与の必要性	低 ● ● 高
施策上の必要性	低 ● ● 高
代替可能性に関する評価	評価結果
民間移管の可能性	低 ● ● 高
地域住民の自主的管理の可能性	低 ● ● 高
近隣公共施設への機能移転の可能性	低 ● ● 高
近隣民間施設への機能移転の可能性	低 ● ● 高

評価結果の分析
「容器包装リサイクル法」による、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保に基づきPETボトルの圧縮梱包施設を設置し、安定的な維持管理のため運転管理は委託している。なお圧縮梱包機能等を保有する民間施設に委託することは可能であるが、コスト比較から現行が有利である。

公共施設評価シート

施設名称	し尿処理施設
------	--------

1 評価項目及び評価結果

【定量評価】

(1)建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

評価項目	評価	点数	評価基準
耐震性	4	2	耐震基準施設(1982年以降に建設された施設)
老朽化(外構)	3	1	点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)
老朽化(外壁)	2	-1	点検結果 経過観察(70点以上 80点未満)
老朽化(屋上)	2	-1	点検結果 経過観察(70点以上 80点未満)
老朽化(ベランダ)	3	1	点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)
老朽化(内部)	2	-1	点検結果 経過観察(70点以上 80点未満)
残存耐用年数	1	-2	残存耐用年数 5年未満
	合計	-1	

【定性評価】

(2)施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

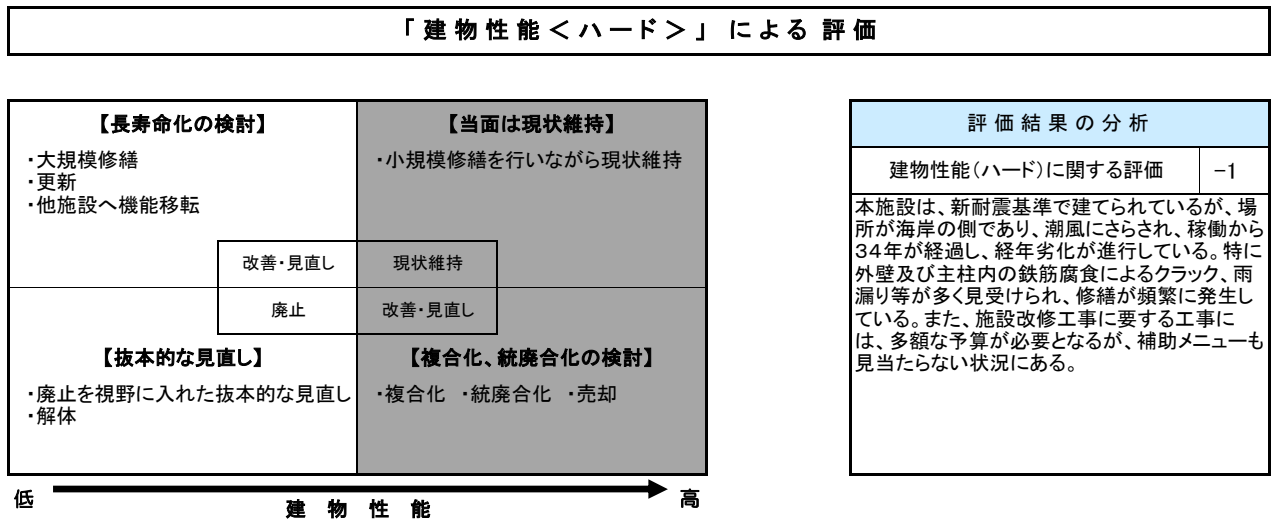
評価項目	評価	評価基準
設置目的の有効性	高	施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設
法の設置義務	高	設置が法律により義務付けられている施設
行政関与の必要性	高	行政関与の必要性が高い施設
施策上の必要性	高	施策の目的を達成するための必要性が高い施設

(3)代替可能性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

評価項目	評価	評価基準
民間移管の可能性	低	当該施設を民間事業者に移管することができない
地域住民の自主的管理の可能性	低	地域住民による当該施設の自主的な管理ができない
近隣公共施設への機能移転の可能性	低	近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない
近隣民間施設への機能移転の可能性	低	近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができない

2 定量評価による分析



評価結果の分析	
建物性能(ハード)に関する評価	-1
<p>本施設は、新耐震基準で建てられているが、場所が海岸の側であり、潮風にさらされ、稼働から34年が経過し、経年劣化が進行している。特に外壁及び主柱内の鉄筋腐食によるクラック、雨漏り等が多く見受けられ、修繕が頻繁に発生している。また、施設改修工事に要する工事には、多額な予算が必要となるが、補助メニューも見当たらない状況にある。</p>	

3 定性評価による分析

施策上等の必要性に関する評価	評価結果
設置目的の有効性	低 ● 高
法の設置義務	低 ● 高
行政関与の必要性	低 ● 高
施策上の必要性	低 ● 高
代替可能性に関する評価	評価結果
民間移管の可能性	低 ● 高
地域住民の自主的管理の可能性	低 ● 高
近隣公共施設への機能移転の可能性	低 ● 高
近隣民間施設への機能移転の可能性	低 ● 高

評価結果の分析
<p>本施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて建設された一般廃棄物処理施設である。また、一般廃棄物の処理は地方自治体に課せられた責務であり、施設の必要性は高いと考えられる。なお、安定的な運転管理のため委託している。</p>

公共施設評価シート

施設名称	ごみ処理施設
------	--------

1 評価項目及び評価結果

【定量評価】

(1) 建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

評価項目	評価	点数	評価基準
耐震性	4	2	耐震基準施設(1981年以降に建設された施設)
老朽化(外構)	2	-1	点検結果 修繕の必要性あり(80点以上)
老朽化(外壁)	3	1	点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)
老朽化(屋上)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
老朽化(ベランダ)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
老朽化(内部)	2	-1	点検結果 経過観察(70点以上 80点未満)
残存耐用年数	3	1	残存耐用年数 10年以上 30年未満
	合計	6	

【定性評価】

(2) 施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

評価項目	評価	評価基準
設置目的の有効性	高	施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設
法の設置義務	高	設置が法律により義務付けられている施設
行政関与の必要性	高	行政関与の必要性が高い施設
施策上の必要性	高	施策の目的を達成するための必要性が高い施設

(3) 代替可能性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

評価項目	評価	評価基準
民間移管の可能性	低	当該施設を民間事業者に移管することができない
地域住民の自主的管理の可能性	低	地域住民による当該施設の自主的な管理ができない
近隣公共施設への機能移転の可能性	低	近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない
近隣民間施設への機能移転の可能性	低	近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができない

2 定量評価による分析

「建物性能<ハード>」による評価															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 【長寿命化の検討】 ・大規模修繕 ・更新 ・他施設へ機能移転 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 【当面は現状維持】 ・小規模修繕を行いながら現状維持 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">改善・見直し</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">現状維持</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 【抜本的な見直し】 ・廃止を視野に入れた抜本的な見直し ・解体 </td> <td style="padding: 5px;"> 【複合化、統廃合の検討】 ・複合化 ・統廃合化 ・売却 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">廃止</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">改善・見直し</td> </tr> </table>	【長寿命化の検討】 ・大規模修繕 ・更新 ・他施設へ機能移転	【当面は現状維持】 ・小規模修繕を行いながら現状維持	改善・見直し	現状維持	【抜本的な見直し】 ・廃止を視野に入れた抜本的な見直し ・解体	【複合化、統廃合の検討】 ・複合化 ・統廃合化 ・売却	廃止	改善・見直し	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">評価結果の分析</th> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">建物性能(ハード)に関する評価</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 現在、稼働中のじんかい焼却場は新耐震基準で建設され、17年が経過し、経年劣化は見受けられるが、小規模な補修で現状維持が可能である。 また、流動床ガス化溶融炉の耐用年数は約20年と考えられており、既に17年が経過しているため、各種機械設備類の老朽化が進行し、施設保全計画に基づき整備が必要である。 </td> </tr> </table>	評価結果の分析		建物性能(ハード)に関する評価	6	現在、稼働中のじんかい焼却場は新耐震基準で建設され、17年が経過し、経年劣化は見受けられるが、小規模な補修で現状維持が可能である。 また、流動床ガス化溶融炉の耐用年数は約20年と考えられており、既に17年が経過しているため、各種機械設備類の老朽化が進行し、施設保全計画に基づき整備が必要である。	
【長寿命化の検討】 ・大規模修繕 ・更新 ・他施設へ機能移転	【当面は現状維持】 ・小規模修繕を行いながら現状維持														
改善・見直し	現状維持														
【抜本的な見直し】 ・廃止を視野に入れた抜本的な見直し ・解体	【複合化、統廃合の検討】 ・複合化 ・統廃合化 ・売却														
廃止	改善・見直し														
評価結果の分析															
建物性能(ハード)に関する評価	6														
現在、稼働中のじんかい焼却場は新耐震基準で建設され、17年が経過し、経年劣化は見受けられるが、小規模な補修で現状維持が可能である。 また、流動床ガス化溶融炉の耐用年数は約20年と考えられており、既に17年が経過しているため、各種機械設備類の老朽化が進行し、施設保全計画に基づき整備が必要である。															
低 → 建物性能 → 高															

3 定性評価による分析

施策上等の必要性に関する評価	評価結果
設置目的の有効性	低 ● 高
法の設置義務	低 ● 高
行政関与の必要性	低 ● 高
施策上の必要性	低 ● 高
代替可能性に関する評価	評価結果
民間移管の可能性	低 ● 高
地域住民の自主的管理の可能性	低 ● 高
近隣公共施設への機能移転の可能性	低 ● 高
近隣民間施設への機能移転の可能性	低 ● 高

評価結果の分析	
本施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて建設された一般廃棄物施設である。また、一般廃棄物の処理は地方自治体に課せられた責務であり、施設の必要性は高いと考えられる。 なお、安定的な維持管理のため、運転管理は市職員だけでなく、一部は委託している。	

公共施設評価シート

施設名称	リサイクルプラザ
------	----------

1 評価項目及び評価結果

【定量評価】

(1) 建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

評価項目	評価	点数	評価基準
耐震性	4	2	耐震基準施設(1982年以降に建設された施設)
老朽化(外構)	3	1	点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)
老朽化(外壁)	3	1	点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)
老朽化(屋上)	2	-1	点検結果 経過観察(70点以上 80点未満)
老朽化(ベランダ)	-	-	評価対象外
老朽化(内部)	3	1	点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)
残存耐用年数	3	1	残存耐用年数 10年以上 30年未満
	合計	5	

【定性評価】

(2) 施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

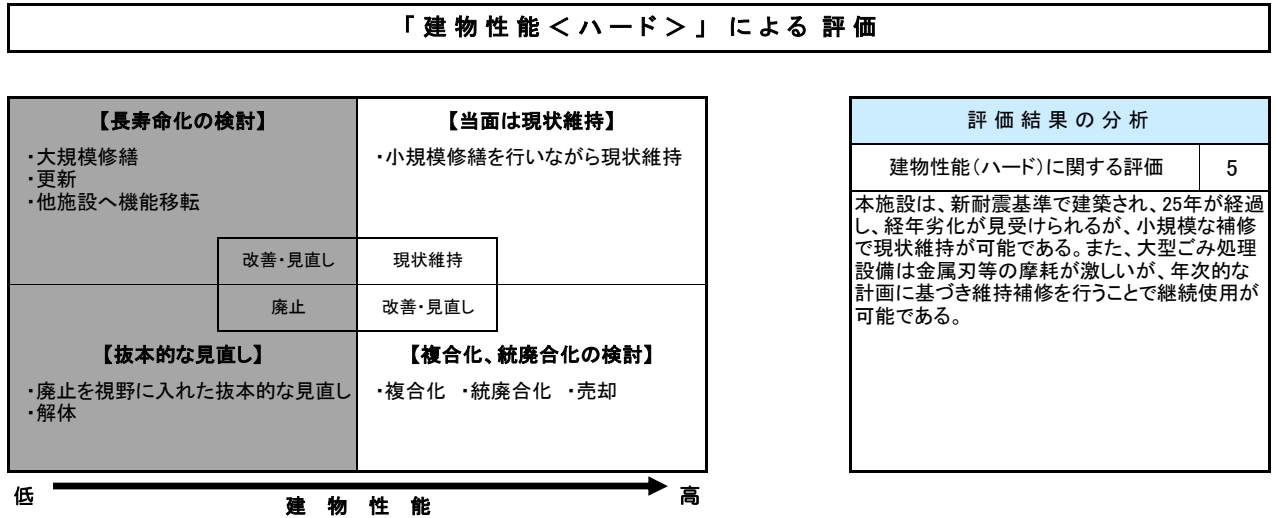
評価項目	評価	評価基準
設置目的の有効性	高	施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設
法の設置義務	低	設置が法律により義務付けられていない施設
行政関与の必要性	高	行政関与の必要性が高い施設
施策上の必要性	高	施策の目的を達成するための必要性が高い施設

(3) 代替可能性に関する評価

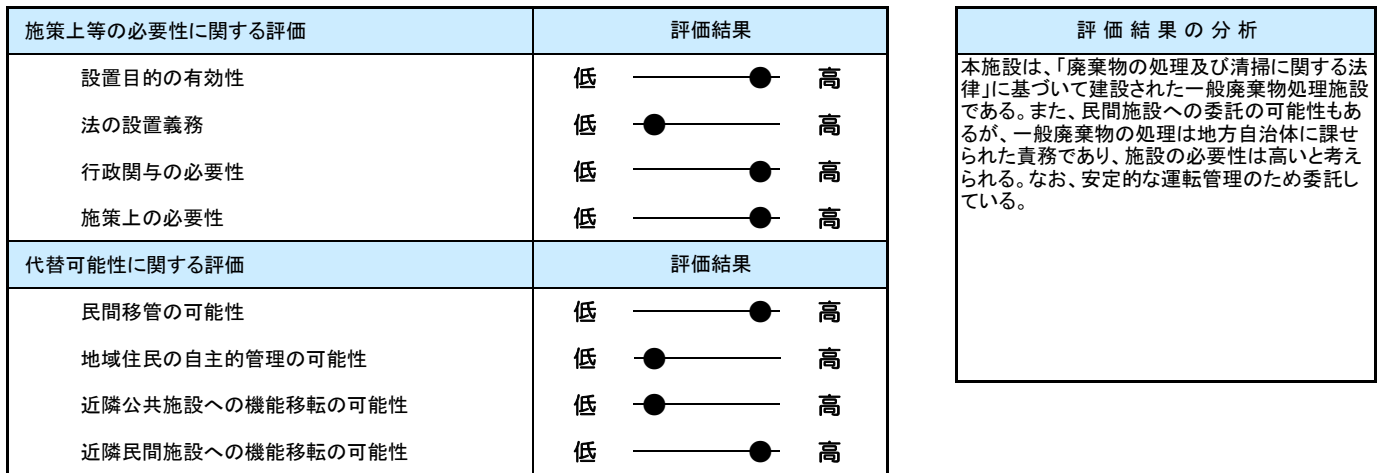
※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

評価項目	評価	評価基準
民間移管の可能性	高	当該施設を民間事業者に移管することができる
地域住民の自主的管理の可能性	低	地域住民による当該施設の自主的な管理ができない
近隣公共施設への機能移転の可能性	低	近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない
近隣民間施設への機能移転の可能性	高	近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができる

2 定量評価による分析



3 定性評価による分析



公共施設評価シート

施設名称	容器包装ごみ処理施設
------	------------

1 評価項目及び評価結果

【定量評価】

(1) 建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

評価項目	評価	点数	評価基準
耐震性	4	2	耐震基準施設(1982年以降に建設された施設)
老朽化(外構)	3	1	点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)
老朽化(外壁)	3	1	点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)
老朽化(屋上)	-	-	評価対象外
老朽化(ベランダ)	-	-	評価対象外
老朽化(内部)	3	1	点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)
残存耐用年数	3	1	残存耐用年数 10年以上 30年未満
	合計	6	

【定性評価】

(2) 施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

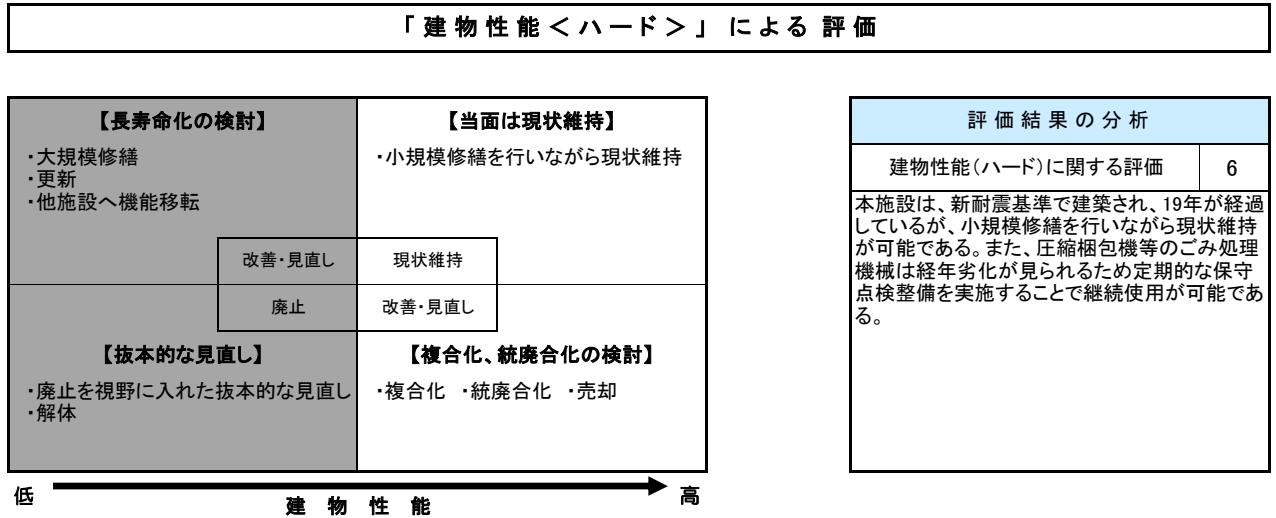
評価項目	評価	評価基準
設置目的の有効性	高	施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設
法の設置義務	低	設置が法律により義務付けられていない施設
行政関与の必要性	高	行政関与の必要性が高い施設
施策上の必要性	高	施策の目的を達成するための必要性が高い施設

(3) 代替可能性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

評価項目	評価	評価基準
民間移管の可能性	高	当該施設を民間事業者に移管することができる
地域住民の自主的管理の可能性	低	地域住民による当該施設の自主的な管理ができない
近隣公共施設への機能移転の可能性	低	近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない
近隣民間施設への機能移転の可能性	高	近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができる

2 定量評価による分析



評価結果の分析	
建物性能(ハード)に関する評価	6
<p>本施設は、新耐震基準で建築され、19年が経過しているが、小規模修繕を行いながら現状維持が可能である。また、圧縮梱包機等のごみ処理機械は経年劣化が見られるため定期的な保守点検整備を実施することで継続使用が可能である。</p>	

3 定性評価による分析

施策上等の必要性に関する評価	評価結果
設置目的の有効性	低 ● 高
法の設置義務	低 ● 高
行政関与の必要性	低 ● 高
施策上の必要性	低 ● 高
代替可能性に関する評価	評価結果
民間移管の可能性	低 ● 高
地域住民の自主的管理の可能性	低 ● 高
近隣公共施設への機能移転の可能性	低 ● 高
近隣民間施設への機能移転の可能性	低 ● 高

評価結果の分析
<p>本施設は、「容器包装リサイクル法」による、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保に基づき、紙製容器包装・プラスチック製容器包装の圧縮梱包施設を設置している。また、安定的な維持管理のため、運転管理は委託している。なお、圧縮梱包機等を保有する民間施設に委託することは可能であるが、コスト比較から行政で行う方が有利である。</p>

公共施設評価シート

施設名称	楠清掃センター
------	---------

1 評価項目及び評価結果

【定量評価】

(1) 建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

評価項目	評価	点数	評価基準
耐震性	4	2	耐震基準施設(1982年以降に建設された施設)
老朽化(外構)	3	1	点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)
老朽化(外壁)	2	-1	点検結果 経過観察(70点以上 80点未満)
老朽化(屋上)	1	-2	点検結果 修繕の必要性あり(80点以上)
老朽化(ベランダ)	-	-	評価対象外
老朽化(内部)	-	-	評価対象外
残存耐用年数	4	2	残存耐用年数 30年以上
	合計	2	

【定性評価】

(2) 施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

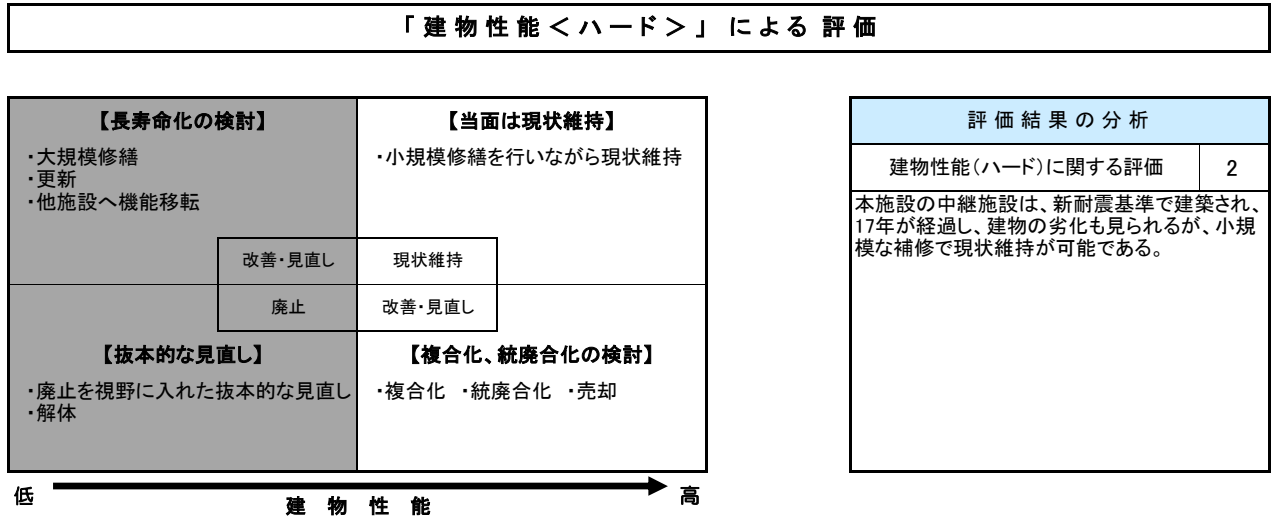
評価項目	評価	評価基準
設置目的の有効性	低	施設の設置目的と現在の利用状況が、合致していない施設
法の設置義務	高	設置が法律により義務付けられている施設
行政関与の必要性	高	行政関与の必要性が高い施設
施策上の必要性	高	施策の目的を達成するための必要性が高い施設

(3) 代替可能性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

評価項目	評価	評価基準
民間移管の可能性	低	当該施設を民間事業者に移管することができない
地域住民の自主的管理の可能性	低	地域住民による当該施設の自主的な管理ができない
近隣公共施設への機能移転の可能性	低	近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない
近隣民間施設への機能移転の可能性	低	近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができない

2 定量評価による分析



評価結果の分析	
建物性能(ハード)に関する評価	2
<p>本施設の中継施設は、新耐震基準で建築され、17年が経過し、建物の劣化も見られるが、小規模な補修で現状維持が可能である。</p>	

3 定性評価による分析

施策上等の必要性に関する評価	評価結果
設置目的の有効性	低 ●————— 高
法の設置義務	低 —————● 高
行政関与の必要性	低 —————● 高
施策上の必要性	低 —————● 高
代替可能性に関する評価	評価結果
民間移管の可能性	低 ●————— 高
地域住民の自主的管理の可能性	低 ●————— 高
近隣公共施設への機能移転の可能性	低 ●————— 高
近隣民間施設への機能移転の可能性	低 ●————— 高

評価結果の分析
<p>本施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて建設された一般廃棄物施設である。また、一般廃棄物の処理は地方自治体に課せられた責務であり、建設当時はごみ焼却場として稼働し、「ダイオキシン類特別措置法」に基づき、基準値が遵守できないため廃止。山陽小野田市へ搬入するため積替保管の中継施設として改築。その後、本市との合併により、楠地域での不燃・資源ごみの中継施設及び災害時の災害廃棄物の仮置場としている。</p>

公共施設評価シート

施設名称	保健センター
------	--------

1 評価項目及び評価結果

【定量評価】

(1) 建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

評価項目	評価	点数	評価基準
耐震性	1	-2	耐震診断未実施(1981年以前に建設された施設で、耐震診断未実施)
老朽化(外構)	1	-2	点検結果 修繕の必要性あり(80点以上)
老朽化(外壁)	3	1	点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)
老朽化(屋上)	3	1	点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)
老朽化(ベランダ)	3	1	点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)
老朽化(内部)	2	-1	点検結果 経過観察(70点以上 80点未満)
残存耐用年数	3	1	残存耐用年数 10年以上 30年未満
	合計	-1	

【定性評価】

(2) 施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

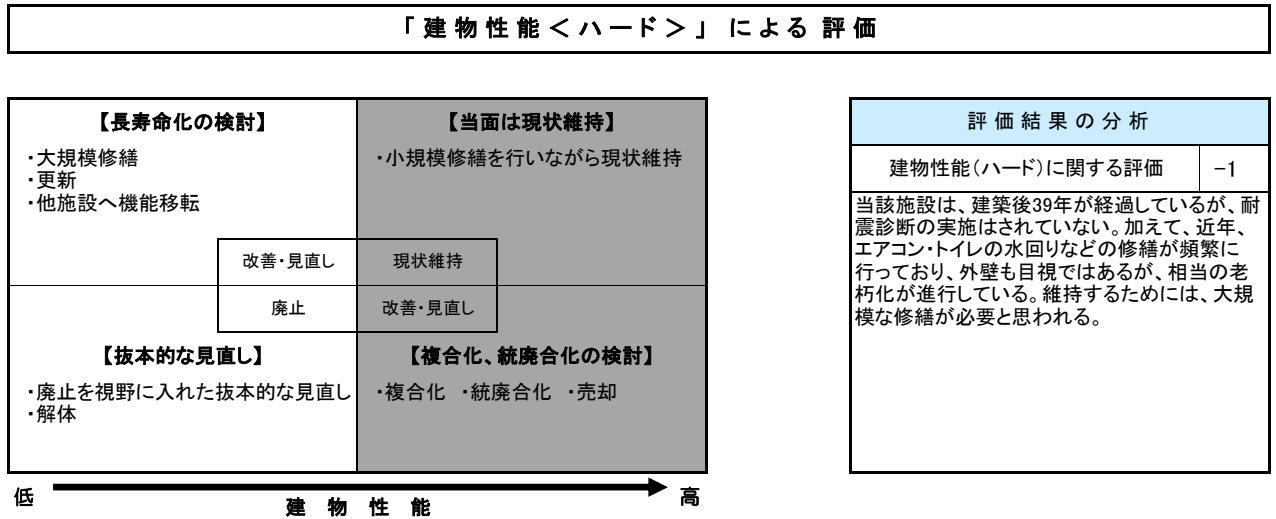
評価項目	評価	評価基準
設置目的の有効性	高	施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設
法の設置義務	低	設置が法律により義務付けられていない施設
行政関与の必要性	高	行政関与の必要性が高い施設
施策上の必要性	高	施策の目的を達成するための必要性が高い施設

(3) 代替可能性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

評価項目	評価	評価基準
民間移管の可能性	低	当該施設を民間事業者に移管することができない
地域住民の自主的管理の可能性	低	地域住民による当該施設の自主的な管理ができない
近隣公共施設への機能移転の可能性	低	近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない
近隣民間施設への機能移転の可能性	低	近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができない

2 定量評価による分析



評価結果の分析	
建物性能(ハード)に関する評価	-1
<p>当該施設は、建築後39年が経過しているが、耐震診断の実施はされていない。加えて、近年、エアコン・トイレの水回りなどの修繕が頻繁に行っており、外壁も目視ではあるが、相当の老朽化が進行している。維持するためには、大規模な修繕が必要と思われる。</p>	

3 定性評価による分析

施策上等の必要性に関する評価	評価結果
設置目的の有効性	低 ● 高
法の設置義務	低 ● 高
行政関与の必要性	低 ● 高
施策上の必要性	低 ● 高
代替可能性に関する評価	評価結果
民間移管の可能性	低 ● 高
地域住民の自主的管理の可能性	低 ● 高
近隣公共施設への機能移転の可能性	低 ● 高
近隣民間施設への機能移転の可能性	低 ● 高

評価結果の分析
<p>当該施設は、健康相談、保健指導、栄養指導及び健康診査等地域保健に関する事業、疾病の予防に関する事業など、様々な健康施策等を実施する中核施設であり、市民の健康の保持及び増進を図ることを目的としている。健康づくりの中核拠点として機能は必要である。</p>

公共施設評価シート

施設名称	休日・夜間救急診療所
------	------------

1 評価項目及び評価結果

【定量評価】

(1) 建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

評価項目	評価	点数	評価基準
耐震性	4	2	耐震基準施設(1982年以降に建設された施設)
老朽化(外構)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
老朽化(外壁)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
老朽化(屋上)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
老朽化(ベランダ)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
老朽化(内部)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
残存耐用年数	2	-1	残存耐用年数 5年以上 10年未満
	合計	11	

【定性評価】

(2) 施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

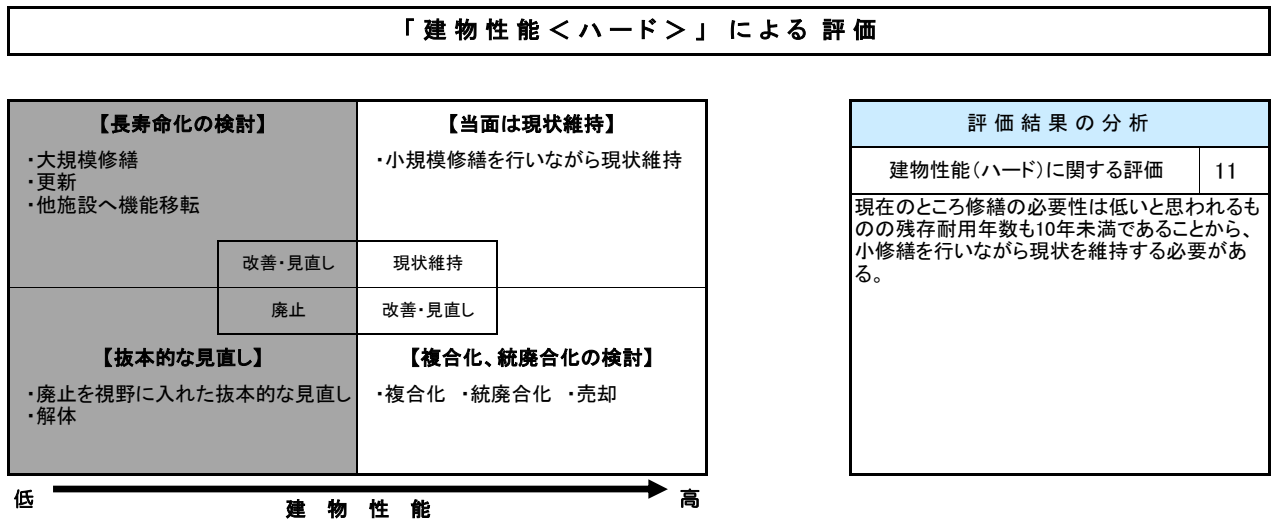
評価項目	評価	評価基準
設置目的の有効性	高	施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設
法の設置義務	低	設置が法律により義務付けられていない施設
行政関与の必要性	高	行政関与の必要性が高い施設
施策上の必要性	高	施策の目的を達成するための必要性が高い施設

(3) 代替可能性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

評価項目	評価	評価基準
民間移管の可能性	高	当該施設を民間事業者に移管することができる
地域住民の自主的管理の可能性	低	地域住民による当該施設の自主的な管理ができない
近隣公共施設への機能移転の可能性	低	近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転できない
近隣民間施設への機能移転の可能性	低	近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転できない

2 定量評価による分析



3 定性評価による分析

施策上等の必要性に関する評価	評価結果
設置目的の有効性	低 —————●————— 高
法の設置義務	低 ●————— 高
行政関与の必要性	低 —————●————— 高
施策上の必要性	低 —————●————— 高
代替可能性に関する評価	評価結果
民間移管の可能性	低 —————●————— 高
地域住民の自主的管理の可能性	低 ●————— 高
近隣公共施設への機能移転の可能性	低 ●————— 高
近隣民間施設への機能移転の可能性	低 ●————— 高

評価結果の分析
<p>休日・夜間という医療供給体制が不十分なときに、急病に対する不安を抱く市民に対し、安心・安全な医療を提供しており、設置目的を有効に果たすとともに、施策の目的の達成に寄与している。</p> <p>現在、宇部市が1次救急医療機関として設置し、宇部市医師会長を運営管理者として宇部市が運営しているが、民間移管の可能性はあるもののその実現は極めて低いと慮する。</p>

公共施設評価シート

施設名称

下小野地区クリーンセンター

1 評価項目及び評価結果

【定量評価】

(1)建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

評価項目	評価	点数	評価基準
耐震性	4	2	耐震基準施設(1982年以降に建設された施設)
老朽化(外構)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
老朽化(外壁)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
老朽化(屋上)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
老朽化(ベランダ)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
老朽化(内部)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
残存耐用年数	3	1	残存耐用年数 10年以上 30年未満
	合計	13	

【定性評価】

(2)施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

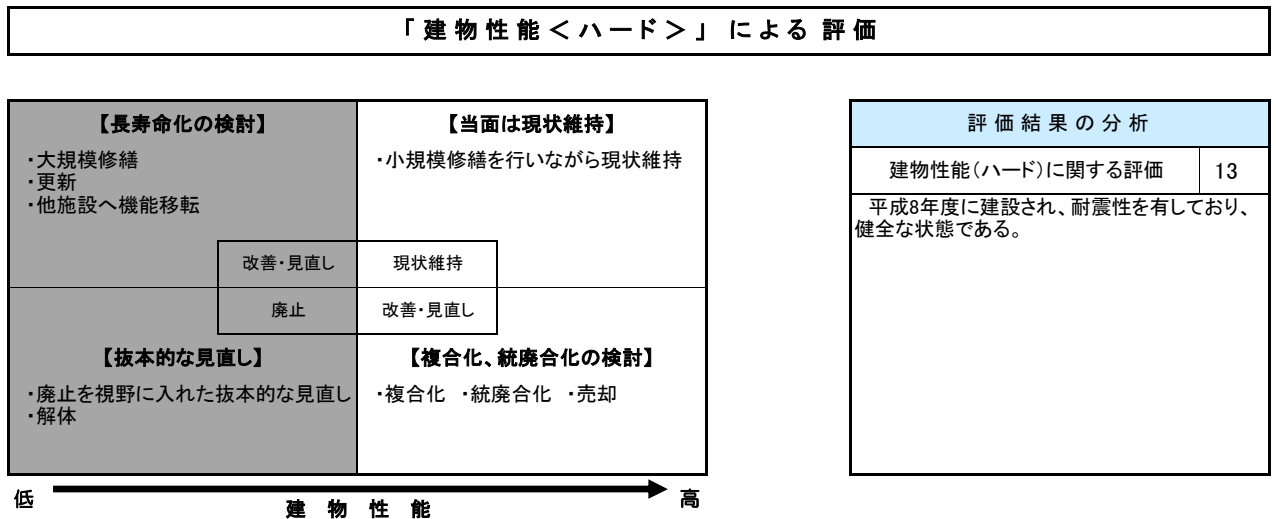
評価項目	評価	評価基準
設置目的の有効性	高	施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設
法の設置義務	高	設置が法律により義務付けられている施設
行政関与の必要性	高	行政関与の必要性が高い施設
施策上の必要性	高	施策の目的を達成するための必要性が高い施設

(3)代替可能性に関する評価

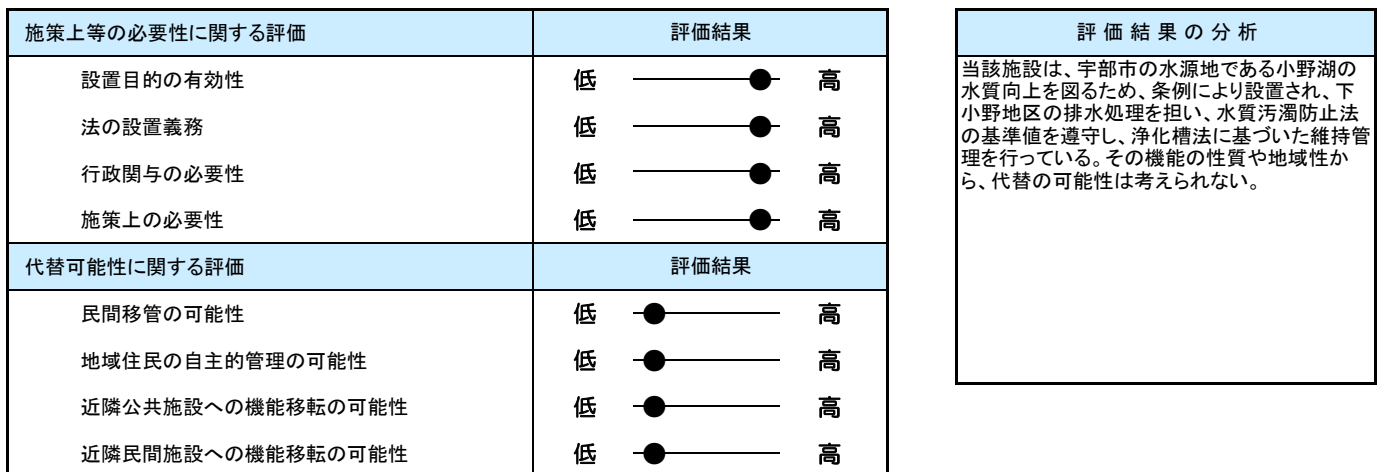
※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

評価項目	評価	評価基準
民間移管の可能性	低	当該施設を民間事業者に移管することができない
地域住民の自主的管理の可能性	低	地域住民による当該施設の自主的な管理ができない
近隣公共施設への機能移転の可能性	低	近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない
近隣民間施設への機能移転の可能性	低	近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができない

2 定量評価による分析



3 定性評価による分析



公共施設評価シート

施設名称

吉部排水処理場

1 評価項目及び評価結果

【定量評価】

(1) 建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

評価項目	評価	点数	評価基準
耐震性	4	2	耐震基準施設(1982年以降に建設された施設)
老朽化(外構)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
老朽化(外壁)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
老朽化(屋上)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
老朽化(ベランダ)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
老朽化(内部)	4	2	点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)
残存耐用年数	3	1	残存耐用年数 10年以上 30年未満
	合計	13	

【定性評価】

(2) 施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

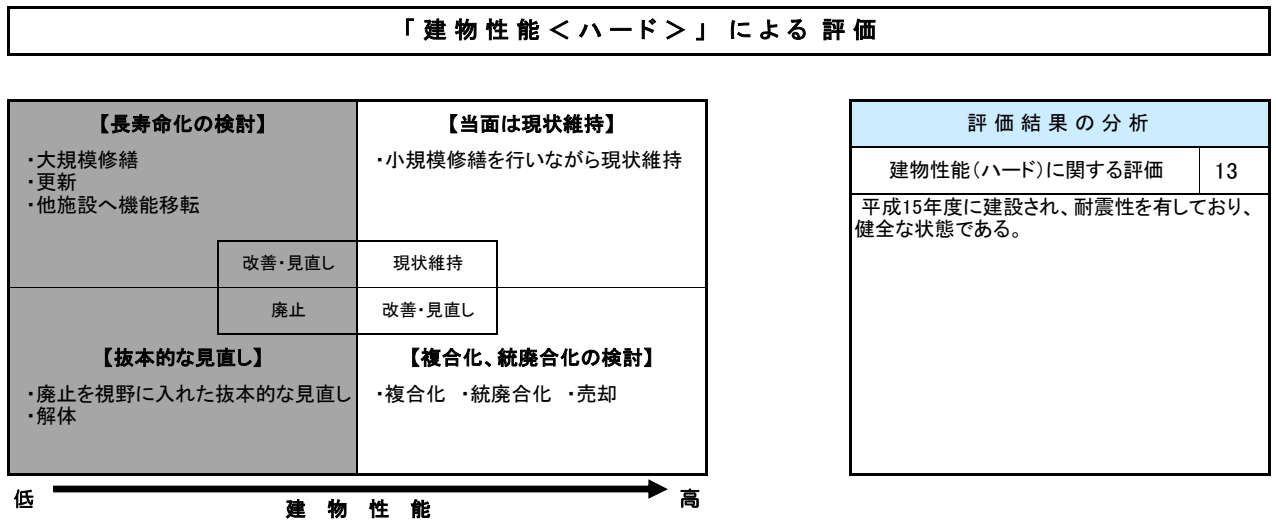
評価項目	評価	評価基準
設置目的の有効性	高	施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設
法の設置義務	高	設置が法律により義務付けられている施設
行政関与の必要性	高	行政関与の必要性が高い施設
施策上の必要性	高	施策の目的を達成するための必要性が高い施設

(3) 代替可能性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

評価項目	評価	評価基準
民間移管の可能性	低	当該施設を民間事業者に移管することができない
地域住民の自主的管理の可能性	低	地域住民による当該施設の自主的な管理ができない
近隣公共施設への機能移転の可能性	低	近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない
近隣民間施設への機能移転の可能性	低	近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができない

2 定量評価による分析



3 定性評価による分析

施策上等の必要性に関する評価	評価結果
設置目的の有効性	低 ————— ● ————— 高
法の設置義務	低 ————— ● ————— 高
行政関与の必要性	低 ————— ● ————— 高
施策上の必要性	低 ————— ● ————— 高
代替可能性に関する評価	評価結果
民間移管の可能性	低 ● ————— ————— 高
地域住民の自主的管理の可能性	低 ● ————— ————— 高
近隣公共施設への機能移転の可能性	低 ● ————— ————— 高
近隣民間施設への機能移転の可能性	低 ● ————— ————— 高

評価結果の分析	
当該施設は、宇部市の水源地である小野湖の水質向上を図るため、水質汚濁防止法の規制に基づき、吉部地区の排水処理を担い、浄化槽法に基づいた維持管理を行っている。	
その機能の性質や地域性から、代替の可能性は考えられない。	